

医療情報取得加算に関する掲示

当院は、マイナ保険証の利用や問診票等を通じて患者さんの診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めている医療機関（医療情報取得加算の算定医療機関）です。

国が定めた診療報酬算定要件の従い、下表のとおり診療報酬点数を算定します。

- ◆ マイナ保険証を利用する(情報取得同意)
 - 医療情報取得加算1（初診時） 1点（1月に1回）
 - 医療情報取得加算3（再診時） 1点（3月に1回）
- ◆ マイナ保険証を利用しない
 - 医療情報取得加算2（初診時） 3点（1月に1回）
 - 医療情報取得加算4（再診時） 2点（3月に1回）

※正確な情報を取得・活用する為、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。

令和6（2024）年6月1日
社会医療法人 孝仁会
釧路孝仁会記念病院